

## 詳細

≡ ([http://exment.twave.co.jp/data/table\\_14321](http://exment.twave.co.jp/data/table_14321))

ID 336

作成ユーザー  倉又 淳一郎

更新ユーザー  システム管理者

作成日時 2024/04/08 14:04:41

更新日時 2025/06/27 12:11:00

## 区分

【Q&A】

## カテゴリ

【人事】勤怠関連

## 件名

時短勤務従業員が時差出勤・振出勤務をすることはできますか？

## 内容

・時短勤務の従業員は時差出勤できません

└時差出勤の所定開始・終了ではなく時短申請の開始～終了時間内のみ算出される仕様となっています。

例) 9：00－16：00時短勤務、時差出勤10：00－17：00で申請した場合

→10：00－16：00(時短申請の16：00までの勤怠で算出される)

※6時間勤務していないとみなされ遅刻早退扱いとなる

・振出は申請できます

└振出の所定労働時間は時短申請した時間に合わせてください。

└時差出勤と同じく時短申請の開始～終了時間内までしか算出されません。

└時短勤務者の振休につきましては、以下の算出口ジックとなっています。

①総労働時間が6H以上の場合：1日

②総労働時間が3H以上の場合：0.5日 ※「休憩取得無し」を選択しない場合、休憩60分が引かれます

例) 9:00-16:00時短勤務、振出9:00-16:00で申請した場合  
→振休1日が付与されます。

例) 9:00-16:00時短勤務、振出10:00-17:00で申請した場合  
→振休0.5日が付与されます。  
※10:00-16:00勤務(5時間勤務、1時間休憩)と認識されるため

例) 9:00-16:00時短勤務、振出9:00-16:00で申請、実際の勤務時間9:00-12:00(「休憩取得無し」を選択)の場合  
→振休0.5日が付与されます。

例) 9:00-16:00時短勤務、振出9:00-16:00で申請、実際の勤務時間9:00-12:00(「休憩取得無し」を選択しない)の場合  
→振休は付与されません。  
※9:00-12:00勤務(2時間勤務、1時間休憩)と認識されるため

## 添付ファイル

---

## 登録担当者 検索

戸田 幸佑

## 登録担当者

---

## 公開承認者 検索

## 公開承認者

戸田 幸佑

## 公開承認日

2024/04/08

---

公開終了

NO

---

## コメント

---

保存

---